

川崎市福祉のまちづくり条例に基づく事前協議書等を 郵送する際の注意事項

- 1 建築管理課に到達した日を受付日とするため、それを考慮して日数に余裕をもって発送してください。
- 2 必要書類が全て揃っていることを書類送付時チェックシートでご確認のうえ、発送してください。「書類送付時チェックシート」も同封してください。不足書類がある場合、受付できない場合があります。
- 3 副本の返送はいたしません。決裁の連絡後、窓口にお越しいただき、差し替え等のあと副本等の受領となります。
- 4 郵送等は、発送者の責任において行ってください。追跡サービスなどで到達が確認できる方法での信書便（レターパック等）をお勧めいたします。また郵送等にかかる費用は発送者が負担してください。
- 5 郵送での受付は当面の間行いますが、状況の変化により取扱いを変更いたします。

《お問い合わせ先》

川崎市まちづくり局指導部建築管理課
誘導促進担当
電話 044-200-3088

■ 郵送先

〒210-0004
川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル11階
川崎市 まちづくり局 指導部 建築管理課
誘導促進担当 行